

荒川自然公園テニスコート照明改修工事 落札者決定基準

令和8年7月27日

入札価格が予定価格の範囲内で、価格点、施工能力評価点(工事成績評価点、配置予定技術者の資格点、配置予定技術者の実績点)、企業の地域貢献評価点(地域精通度、環境配慮、障がい者の雇用実績、災害協定)の合計である「評価値」が最も高い者を落札者とする。最も評価値が高い者が複数ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(1)価格点

次の式により算出された値を価格点とする。

$$90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

(2)施工能力評価点

施工能力評価点は、①工事成績評価点(満点13点)②配置予定技術者の資格点(満点3点)③配置予定技術者の実績点(満点2点)の合計とする。

① 工事成績評価点

工事成績評価点は、下表(工事成績評価点一覧表)のとおりとし、下記1)～5)より算定した工事成績点の平均に対応した工事成績評価点を加算する。

1)工事成績評価点加算の対象となる工事は、基準日(令和8年7月1日)の5年3か月前の日から起算して5年の間(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事とする。なお、建設共同企業体として施工した案件についても対象とする(この場合、構成順位については問わない)。

2)下表(工事成績評価点一覧表)における工事成績点の平均の区分については、1)により対象となる工事の工事成績点の相加平均点に対応した区分とする。ただし、1)により対象となる工事のうち工事成績点が60点未満のものについては、当該工事成績点を0点として計算する。

(例:3件の工事成績点が65点・55点・75点の場合は65点・0点・75点として計算)

3)直近工事件数が3件に満たない場合は、不足する工事件数1件につき工事成績点を60点として計算する。

(例:直近工事件数が1件(工事成績点75点)の場合は60点・60点・75点として計算)

また、1)の方法に基づき最直近の工事成績点が60点未満の場合は、施工能力審査型総合評価方式の入札に参加ができないものとする。

4)工事成績点は、荒川区が発注した工事のみを対象とする。

5)本件の工事成績評価点算定の対象工事は、荒川区が発注した次の工事の業種とする。

0800 電気工事

工事成績評価点一覧表

工事成績点の平均	工事成績評価点
0点以上60点未満	0点
60点以上62点未満	1点
62点以上64点未満	2点
64点以上66点未満	3点
66点以上68点未満	4点
68点以上70点未満	5点
70点以上72点未満	6点
72点以上74点未満	7点
74点以上76点未満	8点
76点以上78点未満	9点
78点以上80点未満	11点
80点以上100点以下	13点

- ＊ 工事完了日が同日であった場合は施工開始日がより新しいものを最直近とする。施工開始日も同日であった場合は、入札参加希望者が任意で選択するものとする。

② 配置予定技術者の資格点

配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について保有する資格により、下記の資格点とする。また、複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

技術者の種類	技術者の資格点
1級技術者の場合	3点
2級技術者の場合	2点
その他の技術者の場合	1点

- ＊ 1級技術者
建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号イに該当する者をいう。
- ＊ 2級技術者
建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、又は他の法律の規定による免許又は免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者をいう。
- ＊ その他の技術者
建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者をいう。

③ 配置予定技術者の実績点

配置予定技術者が過去に技術者として従事した、「同種工事」又は「類似工事」に該当する工事のいずれか1件について、工事の実績及び技術者の種別に応じて、下表のとおり加算する。

技術者の実績の種別	同種工事の実績点	類似工事の実績点
監理技術者としてかかわった場合	2点	1.5点
主任技術者としてかかわった場合	1.5点	1点
担当技術者としてかかわった場合	1点	0.5点

- ・ 実績とする工事は、コリンズに登録されているもののうち、コリンズにおける工種：電気工事
工事工法：建設電気設備工の工事を対象とする。
- ・ 「同種工事」は、実績とする工事の請負金額が、本件の予定価格以上のものとする。
- ・ 「類似工事」は、実績とする工事の請負金額が、本件の予定価格の2分の1以上で予定価格未満のものとする。
- ・ 実績がない場合、又は実績となる工事の証明ができない場合は0点とする。
- * 実績とする工事は、契約変更があった場合、変更後の金額を請負金額とする。
- * 工事完了まで配置技術者を変更することは認めない。ただし、配置予定技術者の死亡等、区がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。ただし、この場合、変更後の技術者は、変更前の技術者による資格点・実績点以上となる資格等保有者とする。

(3) 企業の地域貢献評価点

企業の地域貢献評価点は、①地域精通度(満点2点)、②環境配慮(満点1点)、③障がい者の雇用実績(満点1点)、④災害協定(満点3点)の合計とする。

① 地域精通度

地域精通度は、競争入札参加希望者が、東京電子自治体共同運営サービス電子調達サービス(以下、「共同運営」という。)において、入札参加資格の本店所在地が荒川区として登録され、荒川区競争入札等参加者における区内業者の認定基準(平成28年3月15日改正)により、区内本店業者として区に認定されている場合に2点とする。

共同運営において、入札参加資格の本店所在地が荒川区以外で登録され、荒川区競争入札等参加者における区内業者の認定基準により、区内支店業者として区に認定されている場合に1点とする。

② 環境配慮

環境配慮は、前記①に登録されている事業所において、ISO14001又はエコアクション21の認証を取得し、現在も登録している場合は1点とする。

③ 障がい者の雇用実績

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加希望者については、本案件の公表日の直近に公共職業安定所宛に提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率以上の障がい者雇用がある場合に1点とする。

このほか、障害者雇用促進法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加希望者が、本案件の公表日現在、次のいずれかのとおり障がい者を雇用している場合に1点とする。

- ・ 常用労働者のうち1週間の所定労働時間が30時間以上の障がい者(障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。)を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち重度身体障害者又は重度知的障害者(障害者雇用促進法第2条の「重度身体障害者」「重度知的障害者」をいう。)を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者(障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。)を2名以上雇用している場合

＊ 短時間労働者とは、次の者をいう。

ア 1週間の所定労働時間が、雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、20時間以上30時間未満である者

イ アに該当する者のうち、次に規定する常用労働者である者

＊ 常用労働者とは、次の者をいう。

ア 期間の定めなく雇用されている労働者

イ 一定期間(例えば1か月、6か月等)を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用のときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者。

＊ 加対象となる障がい者は、本案件の公表日から起算して過去3か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

障がい者雇用実績	点数
法定雇用率以上(報告義務あり)	1点
1名もしくは2名以上の雇用あり(報告義務なし)	1点
雇用なし	0点

④ 災害協定

区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合に3点とする。

この落札者決定基準に記載されている用語の定義及び内容は、「荒川区施工能力審査型総合評価方式の試行に関する要綱」のとおりとする。